

産業競争力強化法等の一部を 改正する等の法律に伴う 経営革新計画関係の改正について

2021年7月

中小企業庁技術・経営革新課

1. 中堅企業への成長促進

(「中小企業等経営強化法」、「地域未来法」、「中小機構法」改正)

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律案の概要

背景

- 新型コロナウイルスの感染拡大を受け、我が国経済は戦後最大の落ち込みを記録、危機に直面。他方、古い経済社会システムから脱却し、「新たな日常」への構造変化を図るチャンス。

法案の概要

- 「新たな日常」に向けた取組を先取りし、長期視点に立った企業の変革を後押しするため、ポストコロナにおける成長の源泉となる①「グリーン社会」への転換、②「デジタル化」への対応、③「新たな日常」に向けた事業再構築、④中小企業の足腰強化等を促進するための措置を講じる。

1 「グリーン社会」への転換

- カーボンニュートラル実現に向けた事業者の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 設備投資促進税制(税額控除10%等)
 - A) 脱炭素化効果が高い製品の生産設備
 - B) 生産工程等の脱炭素化を進める設備
- ② 金融支援 (最大0.2%の利子補給等)

2 「デジタル化」への対応

- デジタル技術を活用した全社レベルのビジネスモデルの変革(DX)の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① DX投資促進税制(クラウド技術を活用したデジタル関連投資に対して税額控除5%等)
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

4 中小企業の足腰の強化

- 中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を育成するため、以下の措置を講じる
- 1. 規模拡大を通じた労働生産性の向上
 - ① 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群への支援施策の対象拡大
 - ② 中小企業経営資源集約化(M&A)税制
 - ③ 集約化手続の短縮(所在不明株の買取)
- 2. 大企業と中小企業との取引の適正化
 - ① 下請振興法の対象取引類型の拡大
- 3. 中小企業の事業継続力の強化に取り組む中堅企業を金融支援の対象に追加

3 「新たな日常」に向けた事業再構築

- 「新たな日常」に向けた事業再構築の計画を主務大臣が認定し以下を措置
- ① 赤字であってもカーボンニュートラル、DX、事業再構築等に取り組む企業に対する繰越欠損金の控除上限の引上げ (中堅・大企業に最大5年間にわたり現行の50%から最大100%に引上げ)
※中小企業は現行でも100%
- ② 財政投融資を原資とした低利融資

5 「新たな日常」に向けた事業環境の整備

- | | | | |
|----------------------------------|--|-------------------------------|--|
| 1. 規制改革の推進 | 2. ベンチャー企業の成長支援 | 3. 事業再編の推進 | 4. 事業再生の円滑化 |
| ① バーチャルオンリー株主総会の実現 | ① ディープテックベンチャーへの民間融資に対する債務保証制度 | ① 株式対価M&Aの株式譲渡益の課税繰延の事前認定の不要化 | ① 事業再生ADR (私的整理) から簡易再生手続 (法的整理) への移行等の円滑化 |
| ② 規制のサンドボックスの恒久化*1 (生産性特措法からの移管) | ② 国内ファンド (LPS) による海外投資拡大 (現行の海外投資50%規制の適用除外) | ② 株式対価M&Aにおける株式買取請求の適用除外 | |
| ③ 債権譲渡における第三者対抗要件の特例 (民法等の特例) | | | |

※産業競争力強化法及び中小企業関連法を束ねて改正法案を提出予定。併せて、生産性向上特別措置法は廃止

*1:新しい技術やビジネスモデルの実施が現行規制との関係で困難である場合に、これらの社会実装に向け、事業者の申請に基づき所管官庁の認定を受けた実証を行い、実証の成果を用いて規制の見直しに繋げていく制度

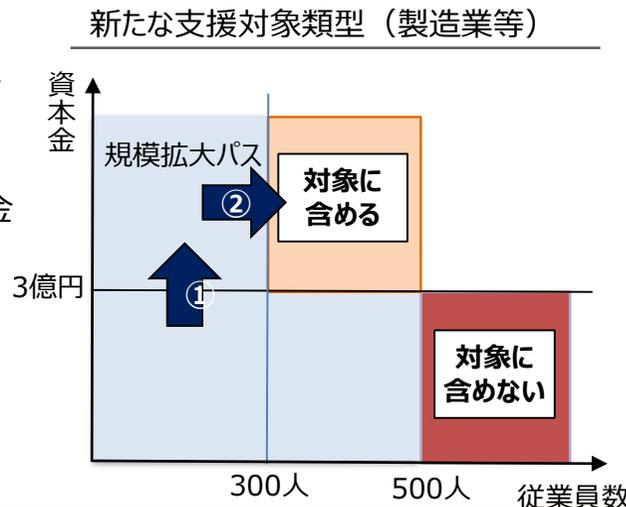
④ 中小企業の足腰の強化

- 足下のコロナ対策に全力を尽くすとともに、ポストコロナを見据え、長期視点に立った事業の再構築も必要。中小企業については、**経営基盤を強化することで、中堅企業へ成長し、海外で競争できる企業を増やす**ことが重要。
- そのため、**規模拡大を通じた労働生産性の向上を促進**するとともに、事業活動に不可欠な基盤の整備の観点から、**事業継続力強化や取引適正化を推進**し、中小企業の足腰の強化を図る。
- 持続化補助金により、地域を支える**小規模事業者の持続的発展**を後押し。 **（19年度補正・20年度補正で5.8万社支援）**

1. 中堅企業への成長促進【経営強化法、地域未来法、中小機構法】

- 中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群に、支援施策の対象を拡大。
- 規模拡大に資する支援策※については、資本金によらない新たな支援対象類型を創設し、規模拡大パスに位置する企業群を含める。
※計画認定に紐付く金融支援、一定の補助金（コロナ対応の支援策等の対象は変更しない）

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	



2. 経営資源集約化の促進

【経営強化法、経営承継円滑化法】

- 計画の認定を受けて経営資源集約化に取り組む事業者への支援を追加。（税制を措置）
- 集約化手続（所在不明株の買取）を5年から1年に短縮。

M & Aを通じた
規模拡大の促進

3. 事業継続力の強化【経営強化法】

- 中堅企業と中小企業の連携による事業継続力強化を促進。
（中堅企業向けにも支援を措置）
- 中小企業に対するハザードマップの周知を促進。

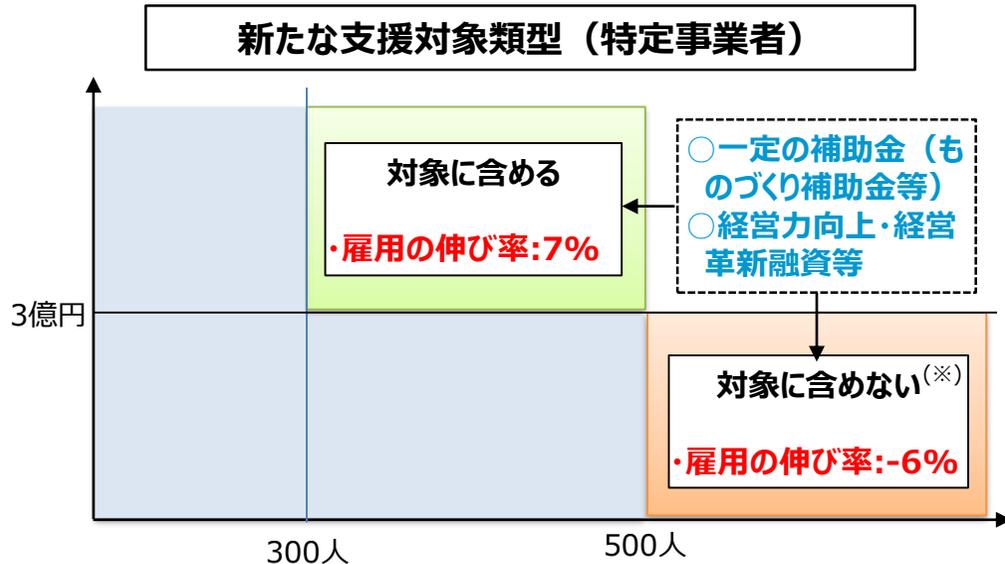
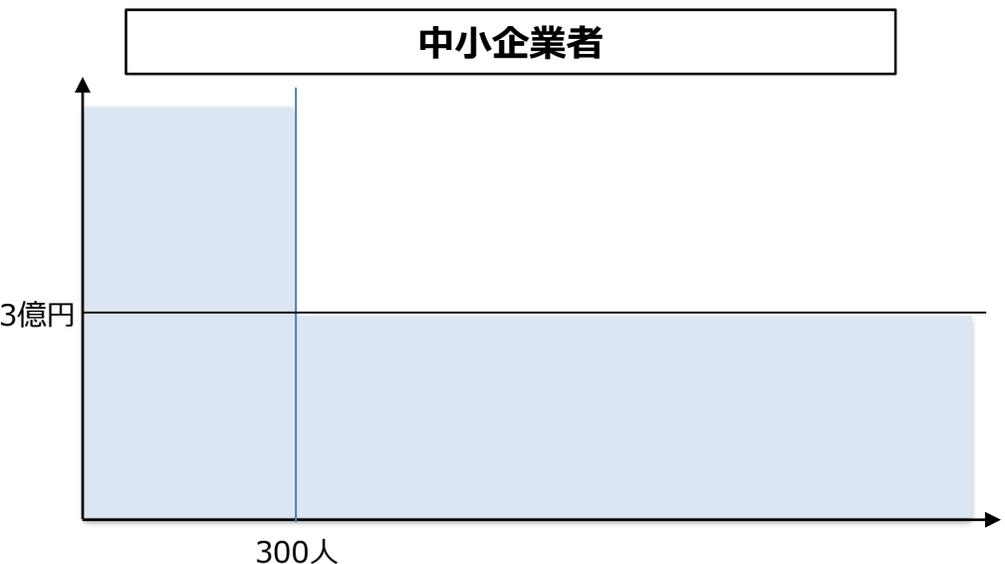
事業活動に不可欠な
基盤の整備

4. 大企業と中小企業との取引の適正化【下請振興法】

- 下請振興法における対象取引類型を拡大。
〔例.スポーツジムとフリーランスであるインストラクターとの取引
ホテル運営会社と客室清掃業者との取引 等〕
- 国による調査の規定を創設。発注書面の交付を促進。
- 中小企業の強みを活かした取引機会等を創出する事業者の認定制度を創設。

中堅企業への成長促進（「中小企業等経営強化法」、「地域未来法」、「中小機構法」改正）

- **規模拡大に資する法律**（①中小企業等経営強化法のうち「経営力向上計画」・「経営革新計画」、②地域未来法の「地域経済牽引事業計画」） **については、新たな支援対象類型を創設**。中小機構による助成業務の対象を拡大。
- 併せて、一定の補助金（ものづくり補助金〔コロナ対応以外〕、サポイン補助金を想定（財政当局と調整中））、金融支援（「計画」に紐付く日本公庫の低利融資、信用保証等）の対象を見直す。
- 具体的には、現行の中小企業の範囲を前提に、**規模拡大パスに位置する企業群を対象に含める**。なお、**対象に含めない企業群については、一定の猶予期間を設ける（2023年3月末まで対象とする）**。



業種	中小企業者(いずれかを満たす)	
	資本金額	従業員数
製造業等	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下

業種	従業員
製造業等	500人以下
卸売業	400人以下
サービス業	300人以下
小売業	

(※)一般的な規模拡大パスから外れており、経営基盤が比較的安定している。

(注)雇用の伸び率:2012年と2016年の比較(平成24年・28年経済センサス-活動調査 再編加工)

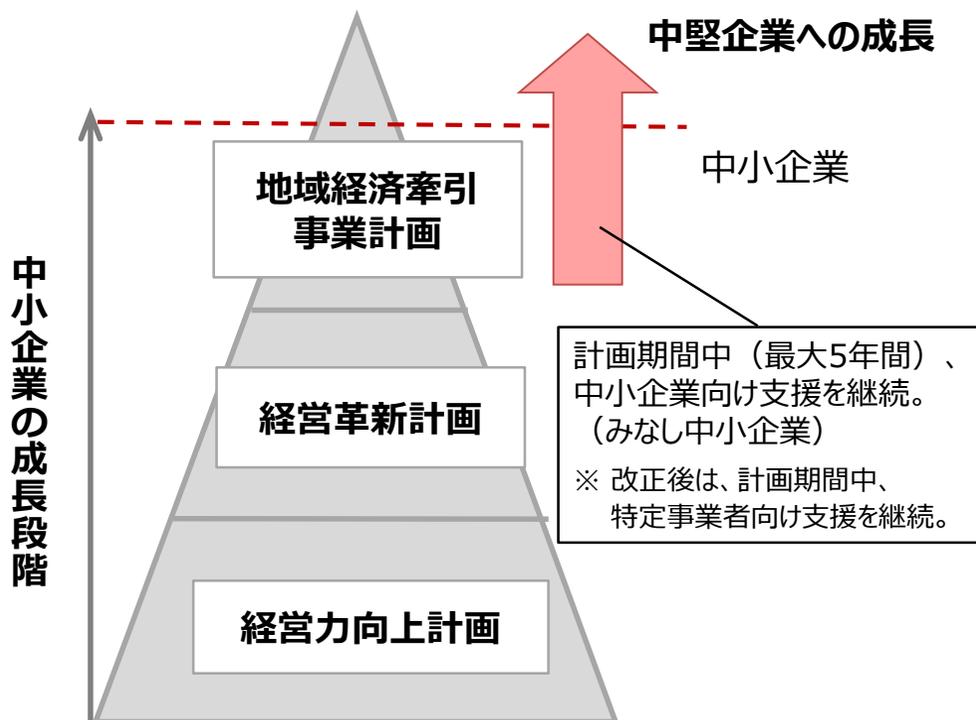
(参考) 新たな支援対象類型を設ける法律・計画

実行計画 (2020年12月1日 成長戦略会議)

- **2021年の通常国会において、一定の補助金や金融支援について、中小企業だけでなく中堅企業への成長途上にある企業を支援対象に追加する法改正を検討する。**例えば、**製造業等** (現行、資本金3億円以下又は従業員数300人以下が中小企業)、**卸売業** (現行、資本金1億円以下又は従業員数100人以下が中小企業)、**サービス業** (現行、資本金5,000万円以下又は従業員数100人以下が中小企業)、**小売業** (現行、資本金5,000万円以下又は従業員数50人以下が中小企業) について、**資本金基準によらない支援策を設けることができるよう検討する。**

中小企業の規模拡大を支援する仕組み

(前国会の「成長促進法」で類似の計画制度を統合し、成長段階に応じて、下記3計画に再整理)



地域経済牽引事業計画 (地域未来法)

- 19年度：800件
- 目標：地域の特性を活かした高い付加価値の創出・地域への経済的効果 (例：最大5年間で3,000～5,000万円程度の付加価値創出)

経営革新計画 (中小企業等経営強化法)

- 19年度：4,284件
- 目標：新事業活動により「経営の相当程度の向上」 (例：5年間で付加価値を15%以上向上)

経営力向上計画 (中小企業等経営強化法)

- 19年度：18,639件
- 目標：経営の向上 (例：計画期間5年間で生産性を2%向上)

2. 産業競争力強化法等の一部を 改正する等の法律の施行に伴う 経営革新計画関係の経営強化法施 行規則や基本方針の改正について

経営革新計画関係の経営強化法施行規則や基本方針の改正について

- 産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴い、支援対象類型を「特定事業者」とすることに加え、主な改正として以下の1から3の改正が行われます。
- また、経過措置として、旧様式に基づく経営革新計画の申請を本年9月末まで可能とするなどの措置が講じられています。

(主な改正事項)

1. 多様な取組

「他の事業者から取得した経営資源の利用」を追加。

2. 経営指標

計画期間終了時点の付加価値額が正になることを求める。

3. 経営課題の明確化等

(1) 「経営課題」や「経営戦略における当該事業の位置づけ」の明確化を追加。

※様式において、経営課題の記載欄を追加。

(2) 市場の調査及び分析に関する事項を追加。

4. 経過措置

旧様式に基づく経営革新計画の申請が本年9月末まで可能。旧様式に基づき申請が行われた場合には、旧基準により審査し承認。

旧様式に基づき申請を行い承認された経営革新計画の変更申請は旧様式に基づき行う。この場合、旧基準により審査し変更の承認を行う。

基本方針の主な改正内容 1. 多様な取組

- 対象となる経営の向上に資する多様な取組に、「他の事業者から取得した経営資源の利用」を追加。

※中小企業におけるM&Aの重要性が高まっていることを受け、経営革新計画においても取組の一つとして明示する観点から追加するものです。（今回の改正で経営力向上計画においてM&Aにおける支援措置が追加されています。）

改正後	改正前
<p>1 経営革新の内容に関する事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 多様な取組</p> <p>基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業等の連携、<u>他の事業者から取得した経営資源(設備、技術、個人の有する知識及び技能その他の事業活動に活用される資源をいう。)</u>の利用、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。</p>	<p>1 経営革新の内容に関する事項</p> <p>一 (略)</p> <p>二 多様な取組</p> <p>基盤技術及びサービスモデルの研究開発、知的財産の活用等の先進的な取組から、異分野の中小企業の連携、機械設備の高度化・共同化による生産工程の効率化、生産管理・品質管理、労務・財務管理等まで、経営の向上に資する多様な取組を対象とする。</p>

「他の事業者から取得した経営資源の利用」を追加。

基本方針の主な改正内容 2. 経営指標

- 経営指標について、新基準では、計画期間終了時点の付加価値額（または従業員一人当たり付加価値額）が正になることを求めることとしています。

※計画期間終了時の目標として付加価値が正の値であることが適切であることから、基本方針においてこの点を明示するために規定を追加するものです。

改正後	改正前
<p>2 経営革新の実施方法に関する事項</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 経営指標</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 付加価値額の向上</p> <p>付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、事業期間が五年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が十五%以上のものを求める。事業期間が三年間の場合は九%以上の目標を、四年間の場合は十二%以上の目標を求める。</p> <p><u>なお、計画期間が終了した時点での付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額の値は正となることを求める。</u></p> <p>注)付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。</p>	<p>2 経営革新の実施方法に関する事項</p> <p>一～二（略）</p> <p>三 経営指標</p> <p>ア（略）</p> <p>イ 付加価値額の向上</p> <p>付加価値額又は従業員一人当たりの付加価値額のいずれかについて、事業期間が五年間の計画の場合、計画期間が終了するまでの目標伸び率が十五%以上のものを求める。事業期間が三年間の場合は九%以上の目標を、四年間の場合は十二%以上の目標を求める。</p> <p>注)付加価値額とは、営業利益、人件費及び減価償却費の合計とする。</p>

計画期間終了時点の付加価値額が正になることを求める。

基本方針の主な改正内容 3. 経営課題の明確化等（1）

- 経営革新事業の的確な実施に向け、経営課題や経営戦略における当該事業の位置づけを明確化することを追加しています。

※経営革新計画が、単に法令上の手続きのために作成されるものではなく、当該企業にとっての「具体性のある経営戦略」となるように、経営課題等の明確化を追加するものです。

改正後

2 経営革新の実施方法に関する事項

一～三（略）

四 経営革新のための事業の実施に当たり留意すべき事項

イ 経営課題等の明確化

特定事業者は、経営革新のための事業を行うに先立ち、「ローカルベンチマーク」等を用いて自社の現状を具体的に分析し、経営課題を整理するとともに、経営革新のための事業を的確に実施するため、当該事業が経営課題の解決に資することを明確化するものとする。

注）「ローカルベンチマーク」とは、企業の経営者等と支援機関が、企業の経営状態を把握し、互いに対話を行うための基本的な枠組みである。具体的には、六つの財務情報（売上高増加率、営業利益率、一人当たり営業利益、EBITDA有利子負債倍率、営業運転資本回転期間及び自己資本比率）並びに商流・業務フロー及び四つの視点（経営者、関係者、事業及び内部管理体制）に係る非財務情報から構成される。

改正前

2 経営革新の実施方法に関する事項

一～三（略）

四（新設）

経営課題等の明確化を追加。

基本方針の主な改正内容 3. 経営課題の明確化等（2）

- 加えて、市場の調査・分析に関する事項を追加しています。

※競争環境の変化(#)^(#)を受けて、経営革新において、消費者のニーズの把握（市場の調査・分析）を行い、それを踏まえた商品開発、生産、販売等が促進されるように、市場に関する調査及び分析を追加します。

(#) グローバル化の進展に伴い価格面での競争が難しくなっていく一方で、ニーズは分散化・複雑化し、独自の強みを生かした他者との差別化や、デジタル技術を活かし消費者ニーズをタイムリーに把握し従来にない発想の製品・サービスの提供が可能になってきていることを受けたものです。

改正後	改正前
2 経営革新の実施方法に関する事項 一～三（略） 四 経営革新のための事業の実施に当たり留意すべき事項 イ（略） ロ <u>市場に関する調査及び分析</u> <u>特定事業者は、経営革新のための事業を行うに先立ち、</u> <u>経営革新のための事業に係る市場に関する調査及び分</u> <u>析を行うよう努めるものとする。</u>	2 経営革新の実施方法に関する事項 一～三（略） 四（新設）

市場の調査・分析に関する事項の追加。

施行規則の主な改正内容（申請様式 別表1）

（別表1）

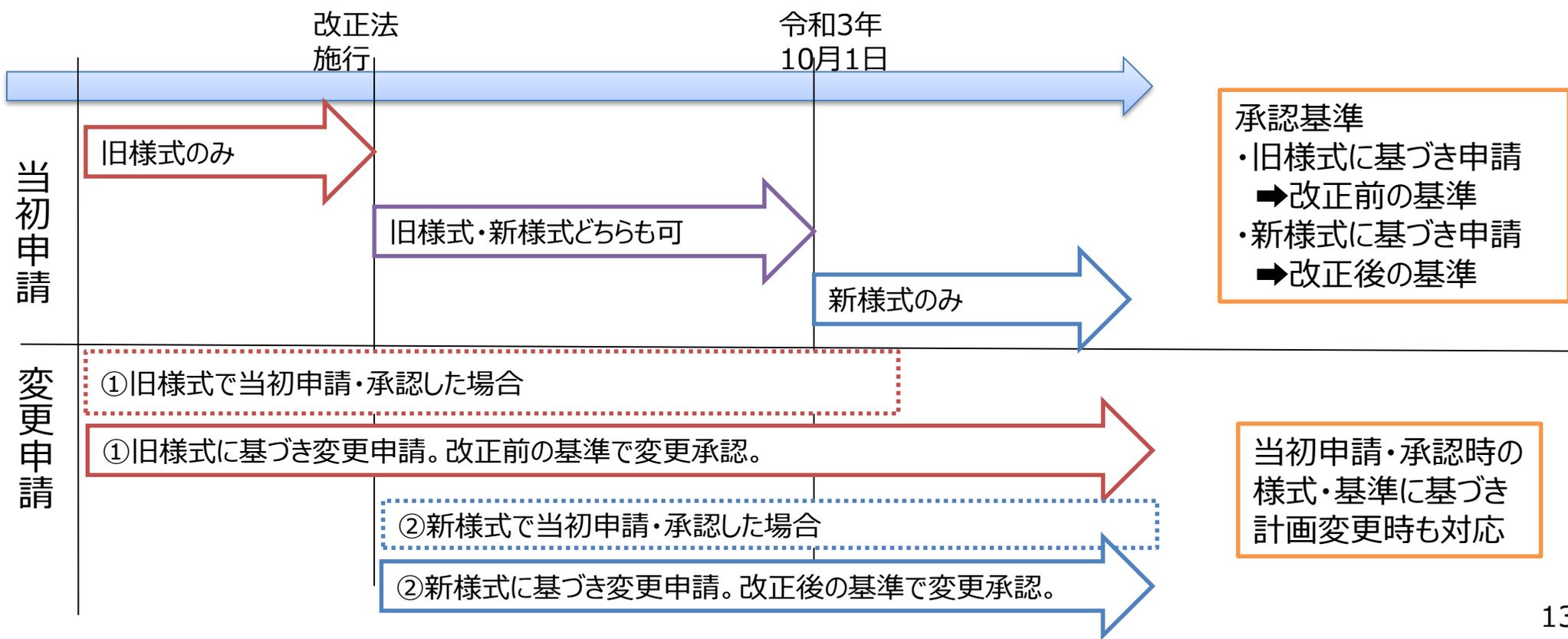
経営革新計画

申請者名・資本金・業種	
申請者名：	業 種：
資 本 金：	法人番号：
実施体制	
新事業活動の種類	経営革新の目標
計画の対象となる類型全てに丸印を付ける。 1. 新商品の開発又は生産 2. 新役務の開発又は提供 3. 商品の新たな生産又は販売の方式の導入 4. 役務の新たな提供の方式の導入 5. 技術に関する研究開発及びその成果の利用 6. その他の新たな事業活動	経営革新計画のテーマ： _____
計画期間又は事業期間： 年 月 ～ 年 月	
研究開発期間： 年 月 ～ 年 月	事業期間： 年 月 ～ 年 月
経営革新の実施に係る内容	
1. 当社の現状と経営課題 2. 経営革新の具体的内容（既存事業との相違点、経営戦略における位置付け等）	

経営課題等が記載できるよう変更

経営革新計画の申請・承認に関する経過措置①

- 法改正施行時の経営革新計画に関する取扱いについては、以下のような取扱いをする方向です。
 - ✓ 旧样式に基づき本年9月末まで申請が可能。旧样式に基づき申請された経営革新計画については改正前の基準により承認。
 - ✓ また、旧样式に基づき申請され認定を受けた経営革新計画の変更については、旧样式に基づき変更申請を行い、改正前の基準により承認。（※改正前の基準による承認となるため、P.9にある「計画期間終了時点の付加価値額が正になることを求める」という規定も適用されません。）



経営革新計画の申請・承認に関する経過措置②

- 改正省令の附則における経過措置の規定は以下の通りです。

産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経済産業省関係省令の整備に関する省令

附 則

(施行期日)

- 1 この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律(令和三年法律第 号)の施行の日(令和三年 月 日)から施行する。ただし、第三十四条第二項の規定は、令和四年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 経営革新計画の承認の申請については、この省令による改正後の規定にかかわらず、令和三年九月三十日までの間は、なお従前の例によることができる。
- 3 この省令の施行の際現に承認を受けている経営革新計画及び前条の規定によりなお従前の例により申請して承認を受けている経営革新計画の変更に係る承認の申請については、この命令による改正後の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。